

#### 5.1.4. 交通の状況

##### 1) 主要交通網

計画地及びその周辺における主要な交通網の状況は図 5.1.4-1 に示すとおりである。

計画地の周辺の道路としては、計画地内を北西～南東方向に県道惣新田幸手線が通っているほか、東側に国道 4 号バイパスが縦貫している。また、北側に県道下吉羽幸手線が、西側には県道並塚幸手線が、東側には主要地方道境杉戸線があり、いずれも計画地の西側を通る国道 4 号に通じている。

また、計画地北側で圏央道が建設中であり、計画地直近にインターチェンジの建設が予定されている。

計画地周辺における鉄道網の状況は図 5.1.4-2 に示すとおりである。

計画地の西約 5km に、東武日光線が南北に走っており、計画地の南西側で東武伊勢崎線と連絡している。なお、計画地の最寄り駅は東武日光線の幸手駅、あるいは杉戸高野台駅となっている。

##### 2) 道路交通量

計画地周辺における交通量調査地点は図 5.1.4-1 に、交通量調査結果は表 5.1.4-1 に示すとおりである。

計画地に近い交通量調査地点では、県道下吉羽幸手線（観測地点番号 6171）の平日 12 時間（午前 7 時～午後 7 時）の交通量は 4,277 台、県道惣新田幸手線（観測地点番号 6179）の平日 12 時間（午前 7 時～午後 7 時）の交通量は 4,327 台となっている。

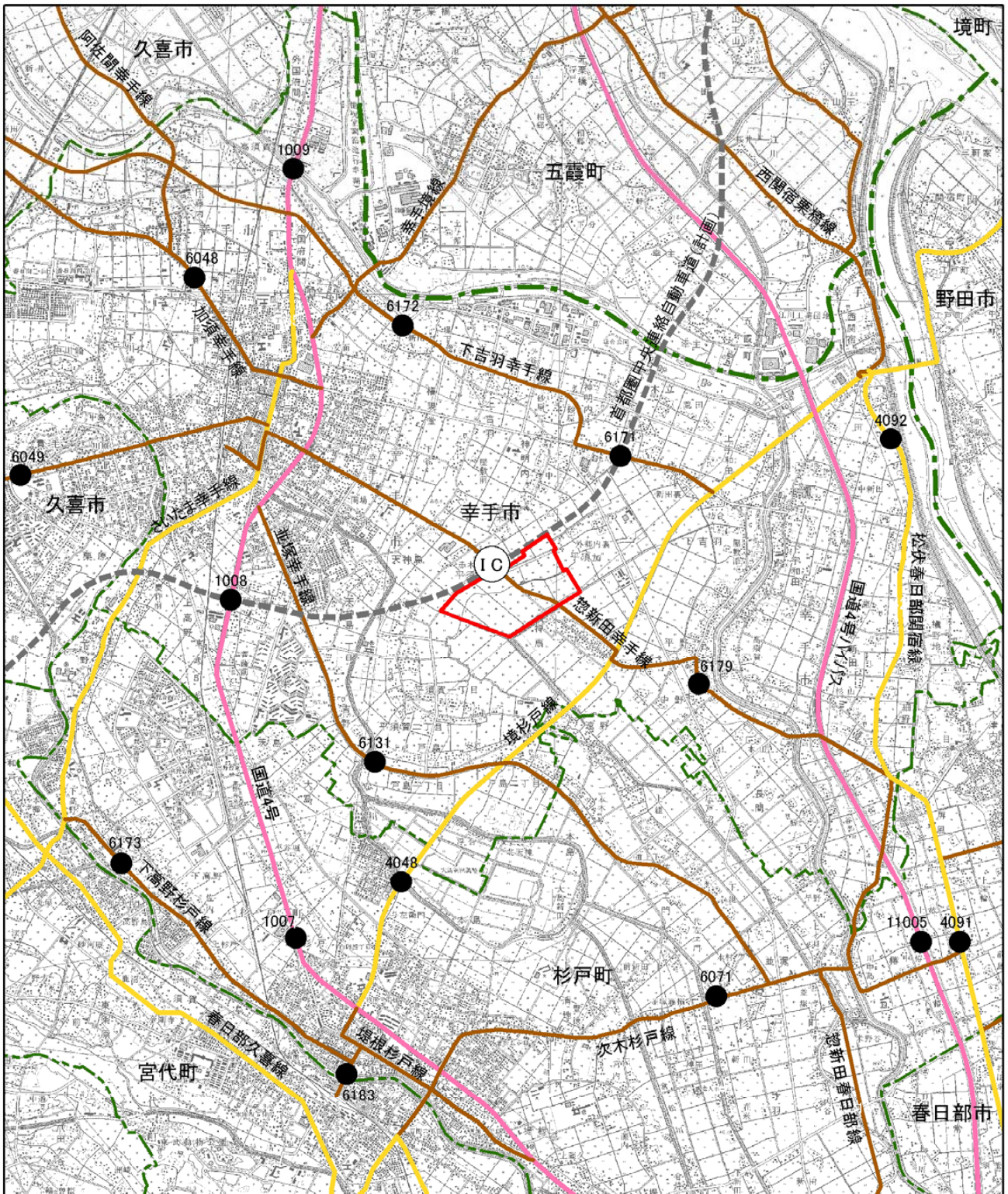


図 5.1.4-1 交通網及び交通量調査地点

凡例

計画地

県境界

各市町村の行政界

● 交通量調査地点

--- 圏央道(計画)

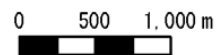
— 一般国道

— 主要地方道

— 一般県道

資料：「平成17年度一般交通量図(平日・休日)」  
(国土交通省関東地方整備局 埼玉県・茨城県)

1:50,000



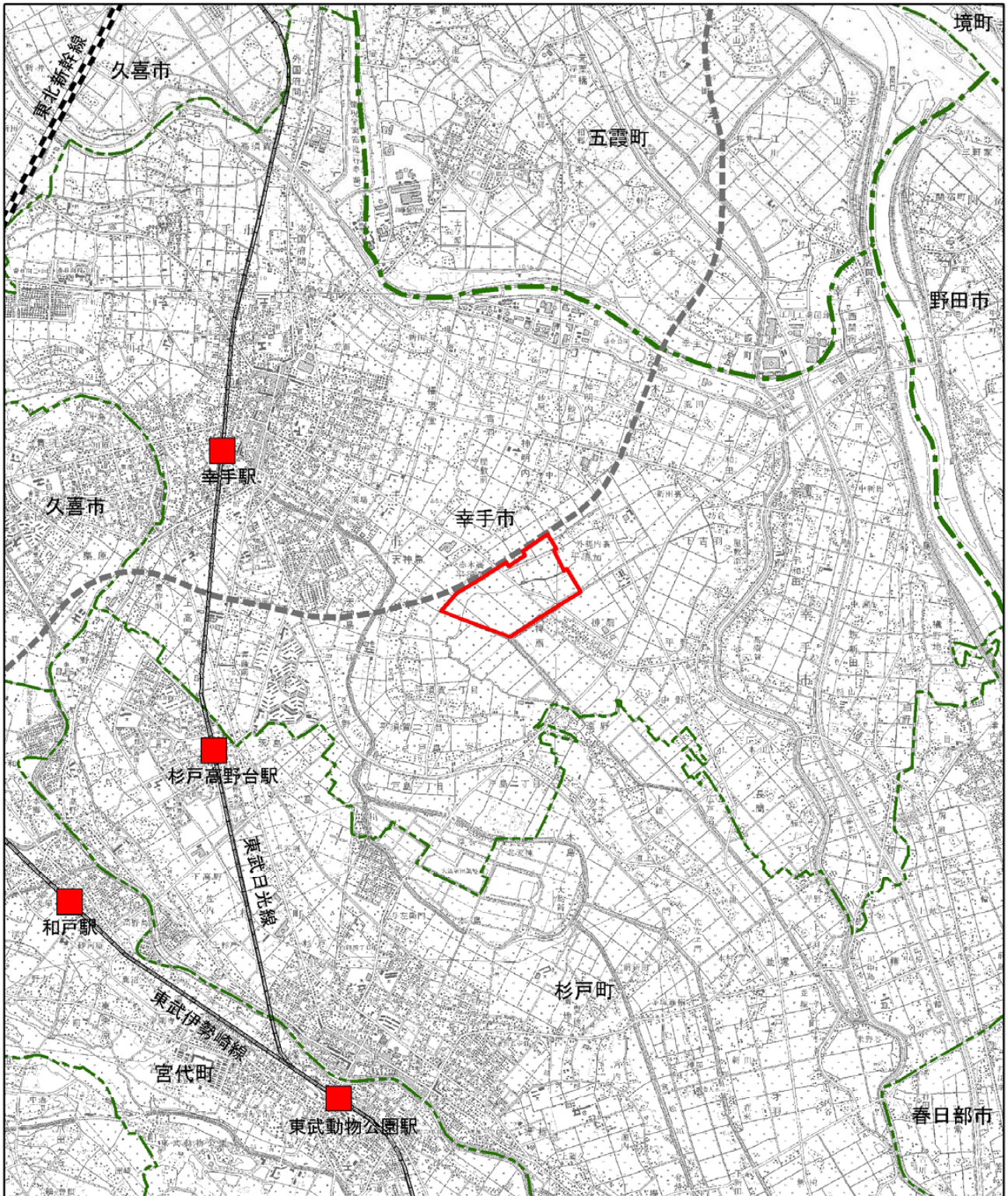


図 5.1.4-2 鉄道網

凡例

- |  |  |
|--|--|
|  計画地      |  東北新幹線  |
|  県境界      |  東武伊勢崎線 |
|  各市町村の行政界 |  東武日光線  |
|  圏央道(計画)  |  駅      |

1:50,000

0 500 1,000 m



表 5.1.4-1 計画地周辺道路の交通量

路線名称	観測地点		観測時間	歩行者類(人)	自転車類(台)	二輪車類動力付き(台)	自動車類(台)				計	
	地点名称	番号					乗用車類		貨物車類			
							乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車		
国道4号	杉戸町大字杉戸 2375-1	1007	平日	12	35	225	135	11,645	55	2,370	1,913	15,983
			平日	24	53	287	249	16,559	65	2,935	3,091	22,650
			休日	12	49	446	435	14,179	27	1,292	384	15,882
			休日	24	66	539	627	19,256	40	1,658	826	21,780
国道4号	幸手市上高野 1560	1008	平日	12	112	546	165	11,602	43	2,164	1,907	15,716
			平日	24	141	655	247	15,705	55	2,431	2,959	21,150
			休日	12	178	1,194	494	15,196	25	1,171	397	16,789
			休日	24	223	1,336	615	19,251	39	1,360	782	21,432
国道4号	幸手市高須賀 245	1009	平日	12	91	253	124	10,071	83	1,931	3,057	15,142
			平日	24	118	327	185	13,831	94	2,343	4,742	21,010
			休日	12	88	338	289	10,617	45	792	540	11,994
			休日	24	104	394	368	13,897	57	990	1,127	16,071
境杉戸線	杉戸町杉戸 2800-3	4048	平日	12	49	82	60	4,696	103	1,113	469	6,381
松伏春日部 関宿線	杉戸町大字深輪 260	4091	平日	12	2	5	30	3,653	90	1,197	3,031	7,971
松伏春日部 関宿線	幸手市大字惣新田 3822	4092	平日	12	0	1	9	2,472	11	860	1,715	5,058
加須幸手線	幸手市大字円藤内 241	6048	平日	12	17	74	68	3,910	26	987	780	5,703
幸手久喜線	久喜市青葉 3-1-1	6049	平日	12	617	1,228	210	10,053	129	1,677	473	12,332
			休日	12	980	2,583	350	11,986	59	739	170	12,954
次木杉戸線	杉戸町大字並塚 290	6071	平日	12	24	119	82	3,451	87	1,010	349	4,897
並塚幸手線	幸手市大字戸島 1-163	6131	平日	12	19	28	52	5,537	48	1,261	935	7,781
下吉羽幸手線	幸手市木立 256-3	6171	平日	12	3	42	52	2,926	19	802	530	4,277
下吉羽幸手線	幸手市権現堂 417	6172	平日	12	29	110	54	5,152	55	1,317	4,295	10,819
下高野杉戸線	杉戸町大字下高野 504-5	6173	平日	12	30	75	53	3,708	23	681	631	5,043
惣新田幸手線	幸手市中野 785	6179	平日	12	5	19	20	2,319	20	648	1,340	4,327
東武動物公園 停車場線	杉戸町杉戸二丁目 15-24	6183	平日	12	2,364	1,151	142	5,912	156	561	141	6,770
国道4号 バイパス	北葛飾郡杉戸町椿 764	11005	平日	12	6	11	59	4,702	26	1,587	7,927	14,242
			平日	24	11	12	85	7,449	66	2,104	13,996	23,615
			休日	12	5	47	871	12,015	47	912	1,582	14,556
			休日	24	9	61	1,105	17,796	94	1,287	4,715	23,892

注1) 観測日【平日】平成17年10月18日(火)、【休日】平成17年10月23日(日)

注2) 観測時間帯【平日】12時間：午前7時～午後7時、24時間：午前7時～午前7時  
【休日】12時間：午前7時～午後7時、24時間：午前3時～午前3時

注3) 観測地点番号は図5.1.4-1に対応している。

資料：「平成17年度 道路交通センサス」(埼玉県県土整備部道路政策課)

### 5.1.5. 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況

#### 1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況

計画地及びその周辺における環境保全上の配慮が必要な施設は表 5.1.5-1 に、その分布状況は図 5.1.5-1 に示すとおりである。計画地の近くには、北側に権現堂川小学校、さくら小学校、幸手東地域包括支援センター、幸手市福祉事務所、幸手市社会福祉協議会、東側に東中学校、あやめ寮、南側に八代小学校、西側に幸手高等学校が分布している。

表 5.1.5-1(1) 環境保全上の配慮が必要な施設（学校・幼稚園）

区分	市町	番号	施設名	
学校・幼稚園	小学校	1	権現堂川小学校	
		2	吉田小学校	
		3	八代小学校	
		4	さかえ小学校	
		5	さくら小学校	
		6	上高野小学校	
		7	幸手小学校	
		8	行幸小学校	
		9	長倉小学校	
		10	香日向小学校	
	久喜市	11	青毛小学校	
		12	青葉小学校	
		13	高野台小学校	
		杉戸町	14	西小学校
			15	杉戸小学校
			16	杉戸第二小学校
	五霞町	17	五霞東小学校	
	中学校	幸手市	18	東中学校
			19	幸手中中学校
			20	西中学校
		久喜市	21	久喜東中学校
			22	太東中学校
		杉戸町	23	杉戸中学校
			24	広島中学校
			25	東中学校
	高校	幸手市	26	幸手高等学校
			27	幸手商業高等学校
		杉戸町	28	昌平学園 昌平高等学校
			29	杉戸高等学校
			30	杉戸農業高等学校
			31	真英舎学院高等学校
	幼稚園	幸手市	32	吉田幼稚園
			33	第二幸手幼稚園
			34	幸手ひまわり幼稚園
			35	幸手さくら幼稚園
			36	幸手ひがし幼稚園
			37	幸手白百合幼稚園
			38	あゆみ第二幼稚園
			久喜市	39
		40		久喜あおぼ幼稚園
		41		栗橋幼稚園
		杉戸町	42	中央幼稚園
			43	中央第二幼稚園
			44	西幼稚園
			45	東幼稚園
			46	杉戸白百合幼稚園
		五霞町	47	五霞幼稚園

注) 表中のNo.は図 5.1.5-1 と対応する。

資料: 「学校便覧(平成 21 年 5 月 1 日現在)」(埼玉県教育局教育政策課)

「私立学校名簿(平成 21 年 5 月 1 日現在)」(埼玉県総務部学事課)

「学校関係データ」(平成 21 年 5 月 1 日現在)」(茨城県教育委員会)

表 5.1.5-1(2) 環境保全上の配慮が必要な施設（病院）

区分	市町	番号	施設名
病院	幸手市	1	堀中病院
		2	埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病院
		3	牛村病院
		4	秋谷病院
		5	さって福祉病院
		6	医療法人慈光会東武丸山病院
	杉戸町	7	医療法人今井病院
		8	医療法人社団ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院

注) 表中のNo.は図 5.1.5-1 と対応する。

資料：「病院名簿（平成 22 年 4 月 1 日現在）」（埼玉県保健医療部医療整備課）

表 5.1.5-1(3) 環境保全上の配慮が必要な施設（社会福祉施設等）

区分	市町	番号	施設名	
老人福祉施設	幸手市	1	しらさぎ苑	
		2	桜楓苑	
	杉戸町	3	良宝園	
		4	はなみずき	
	ケアハウス	幸手市	5	桜楓苑
		杉戸町	6	アルテンハイム杉戸
	老人福祉センター	幸手市	7	幸手市老人福祉センター
	有料老人ホーム	幸手市	8	ヒューマンサポート幸手
			9	ニチイのきらめき幸手
	老人デイサービスセンター	幸手市	10	しらさぎ苑通所介護センター
			11	桜楓苑通所介護センター
		久喜市	12	オリーブデイサービス
			13	あおばデイサービス
			14	たいらデイサービス
			15	良宝園通所介護事業所
		杉戸町	16	すぎとピアデイサービスセンター
			17	デイサービスやすらぎ
			18	杉の里福祉サービス
			19	デイサービス東埼玉
			20	デイサービスセンターもみの木杉戸高野台
			21	訪問介護ステーションなかよし
			22	杉戸ケアセンター そよ風
			23	ハッピー杉戸・デイサービスセンター
	五霞町		24	五霞町社会福祉協議会
	介護老人福祉施設	幸手市	25	幸手ナーシングホーム
		杉戸町	26	すぎとナーシングケア
	認知症対応型老人共同生活援助事業	幸手市	27	ソレアード幸手
			28	あすなろホーム幸手
		杉戸町	29	シニアレジデンスつばき
			30	グループホームやすらぎ
			31	グループホーム杉戸
			32	杉戸ケアセンターそよ風

注) 表中のNo.は図 5.1.5-1 と対応する。

資料：「社会福祉施設名簿（平成 22 年 5 月 1 日現在）」（埼玉県福祉部社会福祉課）

「保健医療福祉施設等一覧（平成 22 年 4 月 1 日現在）」（茨城県保健福祉部厚生総務課）

表 5.1.5-1(4) 環境保全上の配慮が必要な施設（社会福祉施設等）

区分	市町	番号	施設名
老人福祉施設	地域包括支援センター	幸手市	33 幸手東地域包括支援センター
		幸手市	34 幸手西地域包括支援センター
	杉戸町	35 杉戸町すぎと地域包括支援センター	
		36 杉戸町東埼玉地域包括支援センター	
障害者関係施設	障害者支援施設	幸手市	37 あやめ寮
		杉戸町	38 庄内
	知的障害者援護施設	幸手市	39 幸手学園
		杉戸町	40 れんげそう作業所
	その他	幸手市	41 さくらの里
			42 なのはなの里
		杉戸町	43 デイケア施設 Moko
			44 デイケアかわせみ
児童福祉施設	児童厚生施設	幸手市	45 幸手市立児童館
	保育所	幸手市	46 第一保育所
			47 第二保育所
			48 第三保育所
			49 てんじん保育園
		久喜市	50 エンゼル保育園
			51 あおば保育園
		杉戸町	52 たから保育園
			53 高野台こどもの家保育園
			54 双葉保育園
			55 高野台保育園
			56 わかば保育園
			57 内田保育園
		五霞町	58 五霞保育園
		福祉センター及び福祉会館	杉戸町
五霞町	60 五霞ふれあいセンター		
福祉事務所及び各種相談所等	福祉事務所（市）	幸手市	61 幸手市福祉事務所
	（福）社会福祉協議会	幸手市	62 幸手市社会福祉協議会
		杉戸町	63 杉戸町社会福祉協議会

注) 表中のNo.は図 5.1.5-1 と対応する。

資料：「社会福祉施設名簿（平成 22 年 5 月 1 日現在）」（埼玉県福祉部社会福祉課）、  
 「保健医療福祉施設等一覧（平成 22 年 4 月 1 日現在）」（茨城県保健福祉部厚生総務課）

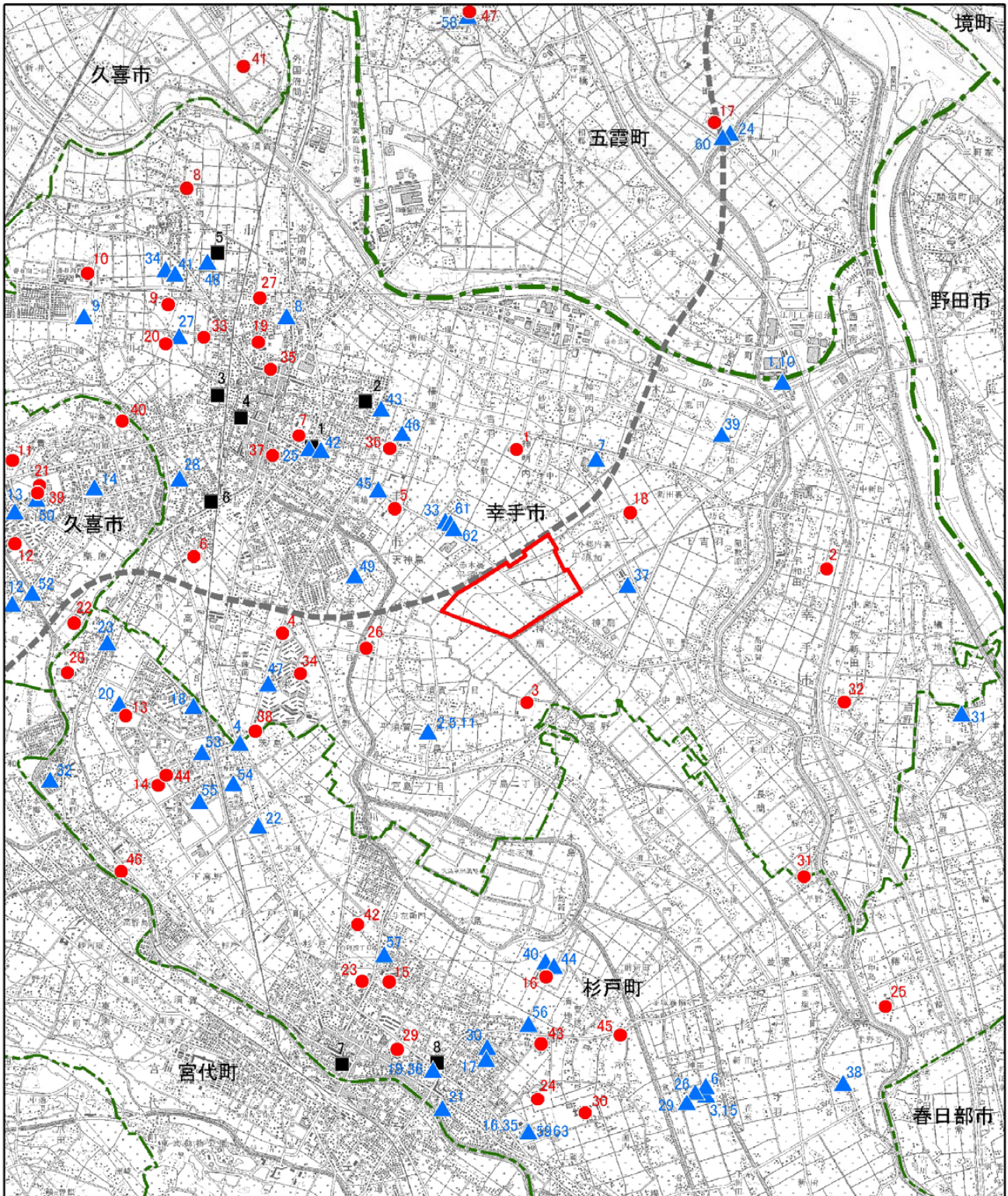









図 5.1.5-1 環境保全上の配慮が必要な施設

凡例

- |  |  |
|--|--|
|  計画地      |  学校・幼稚園 |
|  県境界      |  病院     |
|  各市町村の行政界 |  社会福祉施設 |
|  圏央道(計画)  |  |

資料:

- 「学校便覧(平成21年5月1日現在)」(埼玉県教育局教育政策課)
- 「私立学校名簿(平成21年5月1日現在)」(埼玉県総務部学事課)
- 「学校関係データ(平成21年5月1日現在)」(茨城県教育委員会)
- 「病院名簿(平成22年4月1日現在)」(埼玉県保険医療部医療整備課)
- 「社会福祉施設名簿(平成22年5月1日現在)」(埼玉県福祉部社会福祉課)
- 「保健医療福祉施設等一覧(平成22年4月1日現在)」(茨城県保健福祉部 厚生総務課)

1:50,000  
0 500 1,000 m





## 2) 環境保全についての配慮が必要な住宅

環境保全上の配慮が必要な住宅としては、都市計画法第9条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域である第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域があげられる。

計画地及びその周辺における都市計画法に基づく用途地域の状況は、図5.1.2-2に示したとおりである。計画地には用途地域の指定はないが、計画地西側は、耕作地を挟んで第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域となっている。

## 5.1.6. 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

### 1) 下水道

関係市町における公共下水道の整備状況は、表 5.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する幸手市の下水道普及率は 42.5%で、久喜市は 68.3%、杉戸町は 66.0%、五霞町は 67.5%となっている。

表 5.1.6-1 公共下水道整備状況

市町	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
	A	B	B/A
幸手市	53,851	22,881	42.5
久喜市	154,647	105,683	68.3
杉戸町	47,270	31,186	66.0
五霞町	9,545	6,447	67.5

注) 平成 21 年度末現在の状況。

行政人口は、平成 22 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口。

資料：「公共下水道整備状況一覧表」(埼玉県下水道局下水道管理課)

「汚水処理人口普及状況」(茨城県土木部下水道課)

### 2) し尿処理

関係市町におけるし尿・浄化槽汚泥処理の状況は、表 5.1.6-2 に示すとおりである。計画地の位置する幸手市では、年間 13,352kl のし尿を処理している。

表 5.1.6-2 し尿・浄化槽汚泥処理状況(平成 19 年度実績)

市町	し尿処理量(kl)						合計	資源化量(t)	自家処理量(kl)
	し尿			浄化槽汚泥					
	し尿処理施設	下水道投入	計	し尿処理施設	下水道投入	計			
幸手市	1,473	0	1,473	11,879	0	11,879	13,352	0	0
久喜市	763	0	763	5,627	0	5,627	6,390	0	0
杉戸町	925	0	925	6,207	0	6,207	7,132	0	0
五霞町	263	0	263	3,185	0	3,185	3,448	37	0

資料：「一般廃棄物処理事業の概況(平成 19 年度)」(平成 22 年、埼玉県環境部資源循環推進課)

「茨城県の一般廃棄物処理事業年報(平成 19 年度)」(平成 22 年、茨城県生活環境部廃棄物対策課)

### 3) ごみ処理

関係市町におけるごみ処理の状況は、表 5.1.6-3 に示すとおりである。

計画地が位置する幸手市では、年間約 1 万 6 千 t（平成 19 年度実績）のごみを処理している。

表 5.1.6-3 ごみ処理状況（平成 19 年度実績）

状況	項目	幸手市	久喜市	杉戸町	五霞町	
ごみ排出状況	家庭系ごみ	搬入量	14,496	20,110	11,096	2,242
		自家処理量	0	0	0	0
		合計	14,496	20,110	11,096	2,242
	事業系ごみ搬入量	2,096	4,106	1,899	1,246	
	総搬入量 （自家処理量を除く）	16,592	24,216	12,995	3,488	
	総排出量 （自家処理量を含む）	16,592	24,216	12,995	3,488	
ごみ処理状況	直接焼却量	10,972	14,766	9,362	3,086	
	直接資源化量	2,298	7,315	14	107	
	焼却以外の中間処理量	3,322	2,031	3,622	290	
	最終処分量	直接最終処分量	0	200	0	0
		焼却残渣量	1,070	929	826	254
		焼却施設以外の中間処理施設残渣量	389	294	715	155
		合計	1,459	1,423	1,541	409
	処理量（焼却残渣除く）	16,592	24,312	12,998	3,483	
資源ごみ収集状況	再生利用量	紙類	2,724	4,980	2,330	207
		金属類	491	790	172	66
		ガラス類	392	545	360	20
		ペットボトル	172	343	162	31
		プラスチック類	749	1,523	454	0
		布類	254	410	249	1
		肥料	0	585	0	0
		熔融スラグ	0	630	0	0
		焼却灰・飛灰	0	345	15	0
		固形化燃料	0	0	0	0
		その他 （紙ハック・包装含）	34	149	507	0
		合計	4,816	10,300	4,249	325

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 19 年度）」（平成 22 年、埼玉県環境部資源循環推進課） 単位：t  
「茨城県の一般廃棄物処理事業年報（平成 19 年度）」（平成 22 年、茨城県生活環境部廃棄物対策課）

#### 5.1.7. 法令による指定及び規制等の状況

##### 1) 大気汚染

###### (1) 環境基本法に基づく大気汚染に関わる環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく大気汚染に係わる環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、昭和 53 年環境庁告示 38 号、平成 9 年環境庁告示第 4 号、平成 13 年環境庁告示 30 号）は表 5.1.7-1 に示すとおりである。

また、炭化水素については表 5.1.7-2 に示すとおり、炭化水素に係る指針が定められており、非メタン炭化水素を対象に指針値が定められている。

表 5.1.7-1 大気汚染に係わる環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの（以下「1 日平均値の年間 98% 値」と呼ぶ。）が、0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。また、年間における二酸化窒素の測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日 (24 時間) のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる 1 日平均値について、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外して評価を行うものとする。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わないこととしてその評価を行うものとする。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日 (24 時間) のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日 (24 時間) のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

資料：「平成 21 年度版 埼玉県環境白書 資料編 2. 大気関係」（埼玉県環境部環境政策課）  
「環境基準・規制対策の実務」（環境法令研究会）

表 5.1.7-2 大気中の炭化水素濃度の指針

物質	指針値
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。

資料：「大気汚染に係る環境基準」（環境省）

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく、ばい煙発生施設に係わる硫酸化物の規制基準については、図 5.1.7-1 に示すとおりである。計画地は、100 号地域に該当するため、K 値 17.5 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地には適用されない。



注) 平成19年4月1日における行政区画

根拠法令	大 気 汚 染 防 止 法			埼玉県生活環境保全条例
項 目 地 域	法第3条第2項 (地域区分)	法第3条第2項 (一般排出基準)	法第3条第3項 (特別排出基準)	条 例 第 5 0 条
			S49.4.1以降設置	新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成22年4月、埼玉県環境部大気環境課）

図 5.1.7-1 硫酸化物に係わる K 値規制図

埼玉県において設置件数の多いばい煙発生施設の「大気汚染防止法」に基づく、ばい煙の排出基準は、表 5.1.7-3 及び表 5.1.7-4 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 5.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模（最大排ガス量）（万 m <sup>3</sup> N/h）	標準酸素濃度（0n%）	一般排出基準（g/m <sup>3</sup> N）	備考	
					一般排出基準（g/m <sup>3</sup> N）	0n の扱い
ボイラー	ガス専焼ボイラー	4 以上	5	0.05	-	-
		4 未満		0.10	-	-
	重油専焼及びガス液体混焼ボイラー	20 以上	4	0.05	既設 <sup>注1</sup> は当分の間 0.07	
		4～20		0.15	既設 <sup>注1</sup> は当分の間 0.18	
		1～4		0.25	-	-
		1 未満		0.30	-	当分の間 0s <sup>注2</sup>
ガスタービン	-	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置された施設及び非常用施設は当分の間適用を猶予		

注 1) 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

注 2) 標準酸素濃度が 0s とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 22 年 4 月、埼玉県環境部大気環境課）

表 5.1.7-4 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模（最大排ガス量）（万 m <sup>3</sup> N/h）	標準酸素濃度（0n%）	排出基準（ppm）
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60
		10～50		100
		4～10		100
		1～4		130
		1 未満		150
	排煙脱硫装置付液体燃焼ボイラー <sup>注1</sup> （液・ガス混焼も含む）	50 以上	4	130
		4～50		150
		1～4		150
		1 未満		180
	液体燃焼ボイラー <sup>注2</sup> （液・ガス混焼も含む）	50 以上	4	130
		4～50		150
		1～4		150
1 未満		180		
ガスタービン	ガス専焼	4.5 以上	16	70
		4.0～4.5		70
		4.0 未満		70
	液体専焼	4.5 以上		70
		4.0～4.5		70
		4.0 未満		70

注 1) 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの（排ガス量が 1 万 m<sup>3</sup>N/h 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前）。

注 2) 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000m<sup>3</sup>N/h 未満の過負荷燃焼型ものは適用除外される。

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 22 年 4 月、埼玉県環境部大気環境課）

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) 発生施設に係わる排出基準は、表 5.1.7-5 に示すとおりである。

表 5.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) の排出基準

	揮発性有機化合物 (VOC) 排出施設	規模要件	排出基準 <sup>注2</sup>
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 (VOCを蒸発させるためのものに限る。以下同様。)	送風機の送風能力 (送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同様。) が 1 時間あたり 3,000 立方メートル以上のもの。	600ppmC
2	塗装施設 (吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 1 時間あたり 100,000 立方メートル以上のもの	自動車の製造の用に供するもの 既設 <sup>注1</sup> 1700ppmC 新設 400ppmC その他のもの 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び着着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 1 時間あたり 10,000 立方メートル以上のもの	木材・木製品 (家具を含む。) の製造の用に供するもの 1,000ppmC その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料 (合成樹脂を積層するものに限る。) の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 1 時間あたり 5,000 立方メートル以上のもの	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材・木製品 (家具を含む。) の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が 1 時間あたり 15,000 立方メートル以上のもの	1,400ppmC
6	印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 1 時間あたり 7,000 立方メートル以上のもの	400ppmC
7	印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 1 時間あたり 27,000 立方メートル以上のもの	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した VOC を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5 m <sup>2</sup> 以上のもの	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。) のものを除く。)	1,000kl 以上のもの (ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000kl 以上のものについて排出基準を適用する。)	60,000ppmC

注 1) 既設とは、平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されている施設である (設置の工事が着手されているものを含む。)

注 2) ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率を示す。

資料: 「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物 (VOC) ・炭化水素類関係」 (平成 22 年 4 月、埼玉県環境部大気環境課)

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係わる規制基準は、表 5.1.7-6 に示すとおりである。

表 5.1.7-6 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

施設の種類	規制基準 <sup>注1,2</sup>
1 貯蔵用屋外タンク	次の各号のいずれかに該当すること 1. タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
2 給油用地下タンク	次の各号のいずれかに該当すること 1. タンク自動車の炭化水素類を運送するためのタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3 出荷用ローディングアーム	次の各号のいずれかに該当すること。 1. 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4 ドライクリーニング用乾燥機	処理設備（内蔵されるものを含む）を設置し、適正に稼働させること。
5 製造設備	次の各号のいずれかに該当すること。 1. 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6 使用施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準：イ、ロまたはハ（いずれかを選択することができる） 2 1 を除く使用施設 ・規制基準：イ、ロ（いずれかを選択することができる）  【規制基準】 イ 使用工場等（使用施設を設置する工場又は事業場）におけるAの値が30%以下であること。 A = {原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位 kg）÷原材料の年間使用量（単位 kg）} × 100 ロ 使用工場等におけるBの値が50%以下であること。 B = {原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位 kg）÷原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量（単位 kg）} × 100 ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。

注 1) 「処理設備」：気化した揮発性物質を液吸収、吸着、凝縮、直接燃焼、接触（触媒）酸化等により除去する機能を有する設備であり、20℃において80%（石油系溶剤を使用するドライクリーニング用乾燥機の場合にあつては、65%）以上の除去効率があるものとする。

除去効率 = (除去する気化した揮発性物質の量 ÷ 処理設備に導入する気化した揮発性物質の量) × 100

注 2) 「原材料」：① 使用施設で使用する炭化水素類、② 使用施設で使用する炭化水素類含有物、③ 使用工場等で使用する低揮発性原材料（低揮発性原材料とは、塗装、印刷又は接着の用に供する施設で使用される塗料、印刷インキ又は接着剤であつて、揮発性物質の含有率が使用時に30質量%以下のもの（揮発性物質を含有しないものも含む。）

資料：「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」  
(平成22年4月、埼玉県環境部大気環境課)



b) 自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく対策地域

自動車排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）」（平成4年6月、法律第70号）に基づき、対象地域における窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制を行っている。なお、対象地域については図5.1.7-2に示すとおりであり、関係市町では幸手市、久喜市、杉戸町は対象地域に含まれており、五霞町（茨城県）は含まれていない。



図 5.1.7-2 埼玉県における自動車NO<sub>x</sub>・PM法対策地域

## 2) 水質

### (1) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月、環境庁告示第59号）は、河川については表5.1.7-7～表5.1.7-9に示すとおり、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

また、平成12年1月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、表5.1.7-10に示すとおりダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準（平成14年7月改正、環境省告示第46号）が定められた。

計画地周辺河川の類型指定状況は、中川中流域でC類型、江戸川でA類型とされている。

表5.1.7-7 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値 <sup>注1</sup>
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと <sup>注2</sup> 。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと <sup>注2</sup> 。
PCB	検出されないこと <sup>注2</sup> 。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について 別表1」（環境省）

表 5.1.7-8 生活環境の保全に関する環境基準（河川その 1）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E 以下の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/1 以上	—

備考 1) 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

備考 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2」（環境省）

表 5.1.7-9 生活環境の保全に関する環境基準（河川その2）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下

備考）基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

資料：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2」（環境省）

表 5.1.7-10 人の健康の保護に関する環境基準

項目名	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年平均値 1pg-TEQ/l 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等」（環境省）

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 水質汚濁防止法に基づく排水基準、及び指定水域又は指定地域

水質汚濁に関しては「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（上乗せ条例）」（昭和46年10月、埼玉県条例第61号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準等がある。

「埼玉県生活環境保全条例」では、特定施設の種類（業種その他の区分）及び排出水の量に応じた上乗せ基準が設定され、県内全域の公共用水域について適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共下水道に放流するため、上記の排水基準の適用を受けず、表5.1.7-11に示すとおり、「下水道法」（昭和33年4月、法律第79号）に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の適用を受ける。

表 5.1.7-11 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.1mg/1 以下	ベンゼン	0.1mg/1 以下
シアン化合物	1mg/1 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/1 以下
有機燐化合物	1mg/1 以下	ほう素及びその化合物	10mg/1 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/1 以下		230mg/1 以下
六価クロム化合物	0.5mg/1 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/1 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/1 以下		15mg/1 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/1 以下	フェノール類	5mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/1 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/1 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/1 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/1 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/1 以下
ジクロロメタン	0.2mg/1 以下	クロム及びその化合物	2mg/1 以下
四塩化炭素	0.02mg/1 以下	ダイキシン類	10pg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/1 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及 び硝酸性窒素含有量	380mg/1 未満
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/1 以下	水素イオン濃度 (pH)	5~9 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/1 以下	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/1 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/1 以下	浮遊物質 (SS)	600mg/1 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/1 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/1 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/1 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動 植物油脂類含有量)	30mg/1 以下
チウラム	0.06mg/1 以下	窒素含有量	240mg/1 以下
シマジン	0.03mg/1 以下	燐含有量	32mg/1 未満
チオベンカルブ	0.2mg/1 以下		

資料：「国土交通省所管法令一覧 下水道法施行令」（国土交通省）

b) 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定された指定湖沼又は指定地域

計画地およびその周辺には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月、法律第 61 号）に基づき指定湖沼、指定地域はない。

### 3) 騒音

#### (1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(平成10年9月、環境庁告示第64号)は、表5.1.7-12に示すとおり、用途地域に応じて、定められている。

また、「学校保健法」(昭和33年4月、法律第56号)に基づく騒音に係る「学校環境衛生の基準」(文部科学省体育局長裁定)は、表5.1.7-13に示すとおりである。

表 5.1.7-12 騒音に係る環境基準

地域の類型／地域の区分			時間の区分	
			昼間 (午前6時から 午後10時)	夜間 (午後10時から 翌午前6時)
一般地域	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55	45
	B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面する地域	A地域のうち2車線 <sup>注1</sup> 以上の車線を有する道路に面する地域		60	55
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65	60
幹線交通を担う道路 <sup>注2</sup> に近接する空間(特例)			70	65

単位：デシベル

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注1) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路 15m
- ・2車線を超える車線を有する道路 20m

資料：「騒音に係る環境基準について」(環境省)

「騒音に係る環境基準」(埼玉県環境部水環境課)

表 5.1.7-13 騒音に係る「学校環境衛生の基準」

窓を閉じているとき	50 デシベル以下
窓を開けているとき	55 デシベル以下

資料) 「学校環境衛生の基準」(文部科学省)

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第96号)に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は、表5.1.7-14に示すとおりである。

規制区域は、用途地域に応じて、第1号区域と第2号区域に区分されている。

表 5.1.7-14 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域の区分		基準種別	敷地境界における基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域) 上記区域以外の区域で、学校、 保育所、病院、有床診療所、 図書館及び特別養護老人ホーム の周囲おおむね80m以内の区域	85 デシベル		午後7時から 午前7時	10時間 /日	連続6日	日曜日・ 休日
	第2号区域			工業地域 工業専用地域 (一部地域・騒音のみ指定)	午後10時から 午前6時		

備考1) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

備考2) 騒音規制法対象となる特定建設作業は以下の通りである。

- 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースガと併用する作業を除く。)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 コンクリートプラント(混練容量0.45m<sup>3</sup>以上)又はアスファルトプラント(混練重量200kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホ(定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業
- 7 トラクターショベル(定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業
- 8 ブルドーザー(定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業

資料:「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」(埼玉県環境部水環境課)

b) 騒音規制法に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は、表 5.1.7-15 に示すとおりである。

規制区域は、用途地域に応じて、第 1 種区域から第 4 種区域まで区分されている。

表 5.1.7-15 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

単位：デシベル

区域区分		時間の区分		
		朝・夕 (午前 6 時から 午前 8 時、午後 7 時から午後 10 時)	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時)	夜間 (午後 10 時から 翌午前 6 時)
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45	50	45
第 2 種 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	50	55	45
第 3 種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	65	50
第 4 種 区域	工業地域 工業専用地域 (一部)	65	70	60

備考) 第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 以内における規制基準は、それぞれの区域の定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」(埼玉県環境部水環境課)

c) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 5.1.7-16 に示すとおりである。

規制区域は、用途地域及び道路車線数に応じて、区域区分されている。

表 5.1.7-16 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位：デシベル

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌午前 6 時まで)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
2	a 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 区域のうち車線を揺する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)



注1) ()内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

注2) 区域

- a 区域：(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域  
(2) 安行近郊緑地保全区域（市街化調整区域の部分に限る。）、狭山近郊緑地保全区域、平林寺近郊緑地保全区域
- b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（a区域の(2)を除く）
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料：「平成21年度版埼玉県環境白書 資料編5.騒音・振動・悪臭関係」（埼玉県環境部環境政策課）

#### 4) 振動

(1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「振動規制法」（昭和51年6月、法律第64号）に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は、表5.1.7-17に示すとおりである。

規制区域は、用途地域に応じて、第1号区域と第2号区域に区分されている。

表5.1.7-17 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域の区分		基準種別	敷地境界における基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域以外の区域で、学校、 保育所、病院、有床診療所、 図書館及び特別養護老人ホーム の周囲おおむね80m以内の区域	75 デシベル		午後7時から 午前7時	10時間 /日	連続6日	日曜日・ 休日
	第2号区域			工業地域 工業専用地域 (一部地域・騒音のみ指定)	午後10時から 午前6時		

備考1) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

備考2) 騒音規制法対象となる特定建設作業は以下の通りである。

- 1 くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

資料：「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」（埼玉県環境部水環境課）

b) 振動規制法に基づく特定工場・指定振動施設等の規制基準

「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は、表 5.1.7-18 に示すとおりである。

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 5.1.7-19 に示すとおりである。

規制区域は、用途地域に応じて、第 1 種区域と第 2 種区域に区分されている。

表 5.1.7-18 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

単位：デシベル

区域区分		時間の区分	
		昼間 (午前 8 時から 午後 7 時)	夜間 (午後 7 時から 翌午前 8 時)
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外 (一部地域)	60	55
	第 2 種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65

備考 1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。

備考 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

備考 3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とする。

資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」(埼玉県環境部水環境課)

表 5.1.7-19 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

区域区分		時間の区分	
		昼間 (午前 8 時から 午後 7 時)	夜間 (午後 7 時から 翌午前 8 時)
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外 (一部地域)	65	60
第 2 種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

備考 1) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

備考 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

備考 3) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5dB 減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

資料：「平成 20 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果 参考資料」(埼玉県環境部水環境課)

## 5) 土壌汚染

### (1) 環境基本に基づく土壌汚染に係わる環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係わる環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号、平成 20 年環境省告示第 46 号最終改正）は、表 5.1.7-20 に示すとおりである。

また、平成 12 年 1 月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施工され、表 5.1.7-21 に示すとおりダイオキシン類による土壌の汚染に係わる環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号、平成 21 年環境省告示第 11 号最終改正）が定められた。

表 5.1.7-20 土壤汚染に係わる環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

資料：「土壤の汚染に係る環境基準について 別表」（環境省）

表 5.1.7-21 ダイオキシン類による土壤汚染に係わる環境基準

項目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

注 1) 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

注 2) 土壤にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合。

資料：「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等」（環境省）